

バングラデシュ国
2023年意匠法
2023年法律第22号
ダッカ, 2023年7月11日

目次

第1章 序

第1条 略称及び序論

第2条 定義

第2章 特許意匠商標庁の設立等

第3条 庁の設立等

第3章 意匠の登録

第4条 一定の意匠に対する保護の欠如

第5条 登録可能な意匠

第6条 意匠を登録する権利

第7条 意匠登録出願, 補正, 取消し等

第8条 優先権主張

第9条 意匠登録出願の出願日

第10条 出願の公開

第11条 意匠登録出願の審査

第12条 意匠の登録等

第13条 登録により取得する権利

第14条 登録意匠権の制限

第15条 登録の存続期間及び更新

第16条 取り消される登録

第17条 意匠登録簿

第18条 登録簿の謄本の証拠価値

第4章 意匠権の変更, ライセンス, 侵害及び救済

第19条 意匠権の変更又は取得

第20条 ライセンス契約

第21条 意匠侵害

第22条 行政的賠償の賦課等

第23条 意匠侵害に対する裁判所への訴訟の提起

第24条 差止の仮処分又は一時的差止の賦課

第25条 賠償

第26条 その他の救済

第 27 条 上訴

第 28 条 民事訴訟法の適用

第 5 章 長官の権限等

第 29 条 長官による過誤の訂正

第 30 条 行政命令に対する不服申立等

第 31 条 権限の委任

第 6 章 雑則

第 32 条 意匠代理人の選任

第 33 条 調査

第 34 条 規則を作成する権限

第 35 条 2009 年移動裁判所法の施行

第 36 条 2009 年法律第 19 号の改正

第 37 条 2013 年法律第 54 号の改正

第 38 条 2022 年法律第 5 号の改正

第 39 条 国際協定の適用

第 40 条 廃止及び保管

第 41 条 英語による翻訳文の公表

第1章 序

第1条 略称及び序論

- (1) 本法は2023年バングラデシュ意匠法という。
- (2) 本法は直ちに発効する。

第2条 定義

本法において、主題又は文脈に矛盾がない限り、下記とする。

- (a) 「優先日」とは、パリ条約に基づく優先権を受ける権利を有する先の出願の出願日をいう。
- (b) 「優先権主張」とは、第8条に基づいて宣言された優先権主張をいう。
- (c) 「庁」とは、第3条に基づいて設立された特許意匠商標庁をいう。
- (d) 「裁判所」とは、1887年民事裁判所法(1887年法律第12号)第3条(a)にいう地方裁判所をいう。
- (e) 「国際分類」とは、1968年ロカルノ協定にいうロカルノ分類に従って定められている意匠の国際分類をいう。
- (f) 「民事訴訟法」とは、1908年民事訴訟法(1908年法律第5号)をいう。
- (g) 「所定の」とは、法律により定められたものをいう。
- (h) 「パリ条約」とは、1883年工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。
- (i) 「規則」とは、本法に基づいて作成された規則をいう。
- (j) 「者」とは、法人化されているか否かを問わず、あらゆる統合体、企業、会社、協会、商会又は組合を含む。
- (k) 「長官」とは、特許意匠商標庁長官をいう。
- (l) 「ライセンシー」とは、本法に基づいて、何れかの意匠を使用することを許諾された者をいう。
- (m) 「意匠」とは、製造された物品の特徴的な形状、線、色彩、グラフィカルユーザインタフェース、カリグラフィー等の審美的視認性をいう。
- (n) 「意匠代理人」とは、本法に基づいて意匠代理人として登録された者をいう。
- (o) 「意匠の使用」とは、登録意匠を伴う何れかの物品の製造、販売の申出、市場への供給若しくは販売又はこれらを目的とした類似の物品の輸入をいう。
- (p) 「意匠侵害」とは、第21条に言及された意匠侵害をいう。
- (q) 「政府」とは、本法の適用上、バングラデシュ人民共和国政府の産業省をいう、及び
- (r) 「意匠権者」とは、第12条に基づいて登録された意匠権の所有者をいう。

第2章 特許意匠商標庁の設立等

第3条 庁の設立等

(1) 本法，2009年商標法(2009年法律第19号)，2013年地理的表示(登録及び保護)法(2013年法律第54号)，2022年特許法(2022年法律第5号)の制定により，また，本法の適用上，既存の特許意匠商標部は，特許意匠商標庁と呼称されるものとし，かつ，本法に基づいて設立されたとして存続するものとする。

(2) 長官は，政府によって庁の最高行政官として任命され，これまでの職位である庁の登録官，副登録官，補佐登録官及び審査官は，本法の施行に伴い，長官，局長，副長官，補佐長官のそれぞれの職位とみなされる。

(3) 本法，2009年商標法(2009年法律第19号)，2013年地理的表示(登録及び保護)法(2013年法律第54号)，2022年特許法(2022年法律第5号)に記載される機能を庁の普遍性を損なうことなく果たすために，庁は次の4のユニットを伴うものとする。

(a) 意匠ユニット

(b) 商標ユニット

(c) 地理的表示ユニット，及び

(d) 特許ユニット

(4) 庁は共通の公印を有するものとし，また，意匠ユニット，商標ユニット，地理的表示ユニット及び特許ユニットは個別の公印を有するものとする。

(5) 庁の本部はダッカに置くものとするが，政府は，必要な場合には，公益のためにバングラデシュ国内の何れの場所にも地方支部を設立できる。

(6) 政府は，庁において，所要人数の従業者を任命することができ，職員及び従業者の勤務条件は規則によって定める。

(7) 長官は，政府による事前承認を得て，庁の1ユニットの職員及び従業者に別のユニットの担当を割り当てることができる。

第3章 意匠の登録

第4条 一定の意匠に対する保護の欠如

以下の意匠は、本法に基づく如何なる保護も享受しない。

- (a) 技術的又は実用的な側面のみが考慮されている意匠
- (b) 商業的な使用が公序、環境及び道徳に反する意匠
- (c) 未登録の意匠、及び
- (d) 国章からなる意匠

第5条 登録可能な意匠

- (1) 新規性、独創性を有し、かつ、産業的に製造可能又は利用可能な意匠は、本法に基づいて登録可能である。
- (2) 出願人による陳述書の提出を条件として、用語、文字、商標、数字等の意匠は登録可能である。
- (3) 意匠は、以下の場合は、新規であるとみなされる。
 - (a) 出願の提出日前又は場合に応じて登録出願の優先日に先立って、意匠が、バングラデシュ国内で又は世界の何れかの場所で、可視態様での公開、展示、取引その他の使用により公衆に開示されていない場合
 - (b) 複合製品の組成の何れかの部分に貼付された意匠が、通常の使用時に可視である場合

説明：(b)の適用上、

- (i) 「複合製品」とは、各部品が個別に製造、販売でき、かつ、組み合わせられたときに、完成品を形成する製品をいう、及び
- (ii) 「通常の使用」とは、需要者による複合製品の使用をいうが、保守、サービス又は修理作業を含まない。

- (4) 何れかの者又は組織が出願人の同意を得ずに、出願日又は場合に応じて優先日の前に意匠を公衆に開示する場合、その開示は、当該意匠の新規性を考慮することの障害とはならない。

第6条 意匠を登録する権利

- (1) 意匠を登録する権利は、当該意匠の所有者又は創作者に属する。
- (2) 2以上の者が共同して意匠を創作する場合、それらの者は当該意匠の共同登録の権利を有する。
- (3) 意匠を登録する権利は譲渡可能であり、かつ、相続又は移転することができる。
- (4) 意匠が1以上の意匠を創作する目的のために締結された契約に従って雇用される者によって創作される場合、雇用者は、契約に明示的に別段の定めがない限り、当該意匠を登録する権利を有する。

第7条 意匠登録出願、補正、取下げ等

- (1) 何れかの者又はその法定代理人は、意匠を登録する目的、所定の様式、方式及び手数料

を納付することを条件として、長官へ次の書類を添えて、出願する。

(a) 意匠の写真複写。ただし、意匠が二次元物で具現化されている場合は、写真の代わりにその物の見本。

(b) 出願人が創作者本人でない場合、出願人に代わって当該意匠を登録する権利を取得するための根拠を含む陳述書、及び

(c) 所定のその他の書類

(2) 出願は各意匠について別々に行い、当該出願は本法及び規則に従って意匠に関連した物品の国際分類を特定しなければならない。

(3) 出願人は、如何なるときでも、原意匠に変更又は追加を行わずに、提出された出願の補正又は修正を申請できる。

(4) 出願人が意匠の共同創作者であると主張する場合、同出願人は、共同創作者として又は場合に依じて当該意匠の登録の共同関係者として自身を追加することを、所定の方式で、長官へ申請することができる。

(5) 長官は、(3)及び(4)に基づいて受領した申請を所定の方式で処理する。

(6) 出願人は、自身の出願の係属中の如何なる時点においても、所定の方式で自身の出願を取り下げることができる。

(7) 如何なる者も、所定の方式で、かつ、手数料を納付することを条件として、本法に基づいて提出された意匠登録出願の情報及び謄本を入手することができる。

第8条 優先権主張

(1) パリ条約に従って出願人又は意匠権者がパリ条約の同盟国内で同一の意匠について以前に出願した場合、その者は、当該出願の日付を優先日として主張することができる。

(2) (1)に基づく優先権期間は6月であり、その期間は、パリ条約第4条の規定に従って算定される。

(3) (2)にいう期間の満了前にバングラデシュ国に提出された出願は、当該期間内に為された如何なる行為によっても不利な取扱いはされず、他の出願、発明の開示、使用又は当該行為の結果として第三者に生じる権利はない。

(4) 本条に基づいて提出された出願が優先権主張を含む場合、当該出願人は、当該出願とともに、先の出願が提出された国の当局によって証明される出願の写し及び当該出願の提出日を所定期間内に提示しなければならない。当該証明書はベンガル語又は英語で作成されるものとし、必要な場合には、長官は、出願人に対して、当該写しの翻訳文の提出を要求することができる。

出願人が適正な証明による優先権主張の立証をしない場合、同出願人の優先権主張は考慮されない。

(5) 本条の適用上、必要となり得るその他の事項は規則によって定める。

第9条 意匠登録出願の出願日

意匠登録出願が提出された日は、当該意匠登録出願の出願日とする。

第10条 出願の公開

(1) 意匠登録出願の受領後、長官は当該出願を電子公報で又は庁のウェブサイト上で、所定

の方式及び時期に公開する。

(2) (1)に基づく登録出願の公開日から30日以内に当該登録に対する異議申立を提出することができる。

(3) (1)に基づく登録出願の公開日から30日以内に、何れの者も、意匠登録出願に対する異議申立を長官へ提出することができる。異議申立書は、手数料を納付することを条件として提出することができる。

(4) 長官は、当該異議申立を所定の方式で処理する。

第11条 意匠登録出願の審査

(1) 長官又はその権限を付与された代理官は、第7条に基づいて提出された意匠登録出願を審査する。

(2) (1)に基づく意匠登録出願の審査時点で、以下の事項が確認される。

(a) 当該登録出願が、第7条にいう規定に従って正しく提出されていること、及び

(b) 登録を求める意匠について、

(i) 第2条(m)に定める意匠であり、

(ii) 第5条の規定に従って新規性、独創性を有し、かつ、産業的に製造可能又は利用可能な意匠であり、

(iii) 第4条にいう意匠でないこと

(3) (2)の意匠登録出願に関して、規定違反の場合、長官は関係する出願人に知らせ、説明を求める通知を発し、出願人は当該通知の日から2月以内に陳述書を提示しなければならない。ただし、長官は、合理的理由がある場合、当該期間を1月延長することができる。

(4) 出願人が(3)で指定された期間内に当該事項についての陳述書を提示しない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

(5) 長官は、所定の方式で、本条に基づいて意匠登録出願の審査に関するその他の事項について処置を講じることができる。

第12条 意匠の登録等

(1) 長官は、第11条にいう事項を含む以下の事項を検討した後、意匠を登録し、かつ、出願人に登録証を発行する。

(a) 第10条にいう期間内に、所定の手数料を伴った出願に対する異議申立書を受領しなかった場合

(b) 第10条に基づいて受領した異議申立が、出願人に有利に処理された場合、及び

(c) 所定のその他の事項

(2) 長官は、(1)にいう事項に納得しない場合、意匠登録出願を拒絶し、その旨を出願人へ書面で通知する。

(3) 長官は、(1)に基づいて意匠を登録する場合、当該意匠を第17条にいう登録簿に含める。

第13条 登録により取得する権利

意匠の所有者は、自身の登録意匠の他者による使用を妨げる権利を有する。

説明：本条の適用上、

- (a) 登録意匠は、何らかの物品に組み込まれている場合、使用されているとみなされる。
- (b) 意匠が物品の本質的及び一体的な部分についてのみ登録されている場合、当該意匠は、一体化された物品が全体的に可視であるとして取り扱われる。

第14条 登録意匠権の制限

意匠登録における権利は、以下の場合には保護されない。

- (a) バングラデシュ国の地理的境界に一時的又は偶然に侵入した航空機、車両若しくは船舶の一部又は航空機、車両若しくは船舶の修理のために輸入された部品の一部における意匠の使用
- (b) 個人ベースで、かつ、非商業目的で実施される活動
- (c) 教育機関又は研究機関において教育又は研究の目的で実施される活動
- (d) 意匠に関して実験目的で実施される作業、及び
- (e) 実用的若しくは技術的な見地によってのみ管理され又は技術的目的の達成のために必要な意匠の特定部分の複製

第15条 登録の存続期間及び更新

- (1) 本条の他の規定に従うことを条件として、意匠の登録期間は、登録出願日から又は場合に応じて優先日から10年とする。
- (2) 所定の手続及び手数料の納付を条件として、登録期間は5年ごとに3回を超えず更新される。ただし、更新申請は、遅延に係る所定の追加手数料の納付を条件として、登録期間の満了後最長6月まで認められる。
- (3) 意匠の登録が(2)に基づいて更新される場合、その登録は所定の方式で登録簿に記入される。

第16条 取り消される登録

- (1) 如何なる者も、所定の手続及び手数料の納付を条件として、以下の理由により、長官に意匠登録の取消しを申請することができる。
 - (a) 当該意匠が、第2条(m)に定められる意匠ではないため
 - (b) 意匠が、第5条の意味において、新規性、独創性を有し、かつ、産業的に製造可能又は利用可能なものではないため、及び
 - (c) 当該意匠の(4)にいう意匠であるため
- (2) 如何なる者も、登録の付与日から2年の期間内に、(1)に基づいて意匠登録の取消申請を提出することができる。
- (3) (2)にいう期間の満了後は、登録取消申請は、バングラデシュ国最高裁判所の高等裁判所部に提出されるものとする。
- (4) 本条に基づいて登録された意匠が取り消される場合、当該意匠は登録日から取り消され、始めから登録されていなかったものとみなされる。
- (5) 本条に基づく意匠登録の取消しに関するその他の事項は、規則によって定める。

第17条 意匠登録簿

- (1) 庁は、意匠登録簿と呼称される登録簿を維持し、その登録簿には、本法に基づく登録意匠及び関連情報が、登録順に含まれる。
- (2) 如何なる者も、登録簿を閲覧可能であり、本法及び規則の規定に従うことを条件として、庁から登録簿を引用する権利を取得することができ、また、登録簿は適切な時間及び場所で公衆に開放される。
- (3) 登録簿の該当部分の庁の公印を伴う謄本又は抄本は、所定手数料の納付を条件として、出願人へ提供される。

第18条 登録簿の謄本の証拠価値

本法のその他の規定に従うことを条件として、登録簿の如何なる内容の公式の謄本は、あらゆる法的手続において当該内容の存在の一応の証拠であるとみなされる。

第4章 意匠権の変更，ライセンス，侵害及び救済

第19条 意匠権の変更又は取得

- (1) 意匠登録の所有権の変更又は移転のための申請は，所定の手続及び手数料の納付を条件として，書面で長官へ提出しなければならない。
- (2) (1)に基づく申請は記録され，かつ，当該申請の処理後に，長官によって申請人へ通知される。
- (3) (2)に基づく意匠登録は，所有権の変更又は移転のための申請が記録されるまで，第三者に対抗できない。
- (4) 本条に基づく意匠登録の所有権の変更又は移転に関するその他の事項は，法律によって定めるものとする。

第20条 ライセンス契約

- (1) 意匠権者は，当該登録意匠を使用することについて，その旨の契約により，第三者へライセンスを許諾することができる。
- (2) (1)に基づくライセンス契約は，当事者らによって書面で作成され，署名され，かつ，締結されるものとする。
- (3) (2)に基づいて締結されたライセンス契約は，所定の方式で記録される。
- (4) (3)に基づくライセンス契約の登録について，申請人は申請とともに，次の書類を提出しなければならない。
 - (a) 当事者及びライセンス許諾される権利の内容を示すライセンス契約の謄本，又は
 - (b) 意匠権者及びライセンシーによって署名されたライセンスの認証済みの陳述書
- (5) 利害関係者は登録意匠に関してライセンスを登録することを長官に請求でき，また，ライセンスは登録されるまで第三者に対抗できない。
- (6) 記録されるべきライセンスの当事者がライセンス契約の当事者ではない場合，当該ライセンスは記録されない。ただし，当該当事者が，署名され，かつ，長官へ提出された書類における当該ライセンスに同意する場合は除く。
- (7) 意匠の登録が本法に基づいて取り消される場合，当該意匠を使用することのライセンスは効力を停止し，また，当該ライセンス契約に基づいて為された支払は全部又は一部が当事者らによって回収可能になる。ただし，支払者が誠意を持って当該ライセンスの使用により利益を得ている場合は除く。
- (8) 本条に基づくライセンス契約に付随する様式，手続，登録，取消し，ライセンスの権利及びその他の事項は，規則によって定める。

第21条 意匠侵害

登録意匠の所有者でなく，ライセンシーでもない者が，以下の場合に自身の業務において意匠を使用する場合，その者は，当該登録意匠を侵害しているとみなされる。

- (a) 意匠が当該登録意匠と同一であり，かつ，その意匠が使用されている物品が当該登録意匠と類似する場合
- (b) 意匠が当該登録意匠と類似しており，かつ，その意匠が使用されている物品又はサービスが当該登録意匠と同一である場合，又は

(c) 意匠が当該登録意匠と同一であり、かつ、その意匠が使用されている物品が当該登録意匠と同一であり、その結果、公衆に混同を来す場合又は意匠が登録意匠と類似するとの誤った印象を与える虞がある場合。

第 22 条 行政的賠償の賦課等

(1) 何れかの者が意匠を侵害する場合、意匠権者は、所定の様式、手続及び手数料の納付により、侵害する者に対して、行政的賠償を長官へ請求することができる。

(2) (1)に基づく請求の受領後、長官は、当該請求の審査を終えて意匠が侵害されていることに納得する場合、関係当事者に聴聞の機会を与え、意匠の侵害された規模及び損害を検討した後に、関係する侵害人に対して行政的賠償を命じ、また、侵害が相当であるとみなされる場合は、国家のために、関係する物品又は成分、材料等の没収を命ずることができる。

(3) 何れかの者が(2)に基づいて賠償金の支払を命じられる場合、その者は、当該命令の発行から 10 就業日以内に賠償金を支払うものとし、また、当該賠償金は影響を受けた関係者へ支払われるものとする。

第 23 条 意匠侵害に対する裁判所への訴訟の提起

(1) 賠償金が第 22 条(3)にいう期間内に支払われない場合、関係する意匠権者は、意匠の侵害人に対して、管轄裁判所への訴訟を提起できる。

(2) 裁判所は、意匠侵害の事件では、以下の命令を下すことができる。

(a) 差止め

(b) 賠償金の支払、又は

(c) その他の認められた救済

第 24 条 差止の仮処分又は一時的差止の賦課

(1) 裁判所は、意匠権者による訴訟の提起により、意匠侵害を防止する目的で、民事訴訟法に従って差止の仮処分又は一時的差止の命令を発することができる。

(2) 裁判所は、差止の仮処分又は一時的差止を命じる目的で、意匠権者に対して次の情報を提供することを指示できる。

(a) 原告(意匠権者)が係争中の意匠の所有者であり、かつ、当該意匠に関する自身の権利が侵害されている又は当該侵害の虞がある旨の適切な証明及び証拠

(b) 被告の利益を保護し、かつ、権利の乱用を防ぐために裁判所の要求に応じる担保又は同様の保証金、及び

(c) 関係する物品の識別に必要な情報

第 25 条 賠償

(1) 何れかの者が本法に基づいて下された命令を遵守しない場合、裁判所は賠償を命じ又は妥当と考えるその他の命令を下すことができる。

(2) 何れかの者が、故意に又は知り得る合理的な理由を有して、本法に基づいて登録された意匠を侵害する場合、裁判所は、侵害人に対して合計 1 ラックタカ又は当該侵害によって影響を受ける者が被る損害額を裁定し、10 ラックタカを超えない賠償金の支払を命じることができる。

(3) 裁判所は、(2)に基づく侵害人に対して、意匠権者のために訴訟手続に付随する費用を支払うことを命じることができる。

(4) 裁判所は、本法に基づいて、侵害と関係した行為に対する賠償を命じることができ、侵害の期間は以下に記載した方式で算定される。

(a) 登録出願の長官への提出日、又は

(b) 当該意匠侵害に関して意匠権者が侵害疑義者に通知した日

(5) 賠償命令のための請求は、意匠権が付与された後にのみ、(4)に基づいて裁判所へ為すことができる。

第 26 条 その他の救済

裁判所は、意匠侵害の再発防止のために、侵害の重大さ及び意匠権者の利害を考慮して、如何なる補償も与えずに、当該意匠が使用されている物品及び偽造意匠を含む物品及び材料であって、物品のために準備されていたものの押収又は破棄を命じることができる。偽造意匠を含むこれらの物品及び材料は、何らかの他の方法で処分することを命じられる。

第 27 条 上訴

本法に基づいて裁判所によって下された命令に対して不利益を被った当事者は、当該命令の日から 60 日以内に高等裁判所部へ上訴することができる。

第 28 条 民事訴訟法の適用

本法のその他の規定に従うことを条件として、民事訴訟法の規定は、本法に基づく訴訟の提起、法的手続及び手続に適用する。

第5章 長官の権限等

第29条 長官による過誤の訂正

(1) 長官は、本法又は規則に基づいて自身に提出された書類若しくは申請又は自身によって作成された記録における如何なる事務的な誤記若しくは誤り又は翻訳文若しくは転写における誤りも訂正することができる。

(2) (1)に基づく訂正は、出願人又は意匠権者へ通知され、かつ、該当する場合には、訂正を公開する公示が電子公報又は庁のウェブサイト上で公表されるものとする。

第30条 行政命令に対する不服申立等

(1) 本法に基づいて長官によって下された決定に対して不利益を被った当事者は、当該決定の送達の日から60日以内に政府へ不服を申し立てることができる。

(2) 当事者は、(1)に基づいて提出された不服申立の決定により不利益を被る場合には、当該決定の送達の日から60日以内に高等裁判所部へ上訴することができる。

第31条 権限の委任

長官は、必要な場合には、自身に付与された如何なる権限も、庁に勤務する職員へ書面で委任することができる。

第6章 雑則

第32条 意匠代理人の選任

- (1) 本法に基づく出願人の通常の居所又は主たる営業所がバングラデシュ国外である場合、当該出願人は自身の意匠代理人としてバングラデシュ国内の居住者を選任しなければならない。
- (2) バングラデシュ国内に居住する出願人は、必要な場合には、自身の意匠代理人としてバングラデシュ国民を選任することができる。
- (3) 意匠代理人としての資格及び選任に係るその他の条件、登録及びこれに付随するその他の事項は、規則によって定められる。

第33条 調査

- (1) 如何なる者も、所定の様式、方式で、かつ、手数料の納付により、意匠の調査を申請することができる。
- (2) 調査に関するその他の事項は、規則によって定める。

第34条 規則を作成する権限

政府は、公報での公示により、本法の目的を達成するための規則を作成することができる。

第35条 2009年移動裁判所法の施行

本法にいう違反行為は、2009年移動裁判所法(2009年法律第59号)の附則に含まれることを条件として、移動裁判所によって裁かれる。

第36条 2009年法律第19号の改正

2009年商標法(2009年法律第19号)において、用語「商標の登録官」が出現する箇所は何処でも、「長官」に置き替えられるものとする。

第37条 2013年法律第54号の改正

2013年地理的表示(登録及び保護)法(2013年法律第54号)において、用語「登録官」が出現する箇所は何処でも、用語「長官」に置き換えられるものとする。

第38条 2022年法律第5号の改正

2022年バングラデシュ特許法(2022年法律第5号)において、用語「登録官」が出現するすべての箇所は、用語「長官」に置き換えられるものとする。

第39条 国際協定の適用

バングラデシュ国が意匠に関する国際協定の当事国である場合、その規定は本法の該当する領域に適用する。

第40条 廃止及び保管

- (1) 本法の施行に伴って、以降旧法律と呼称する1911年特許意匠法(1911年法律第2号)は

廃止される。

(2) 旧法律の廃止に伴って、

(a) 旧法律の下で設立され、以降旧庁と呼称する特許意匠商標庁は廃止され、

(b) 旧庁によって又は旧庁に対して開始された訴訟又は手続は、庁による又は庁に対する訴訟又は手続とみなされ、かつ、

(c) 旧庁のすべての職員及び従業者は、庁の職員及び従業者となり、かつ、それらの者は、本法の規定に従って変更されるまで本法の施行直前に勤務していたときと同一の条件の下で勤務を続行するものとする。

(3) 旧法律の廃止に拘らず、

(a) 為された何らかの行為、採用された何らかの方策、策定された何らかの規則又は発せられた何らかの通知、公表された何らかの公示、その下で与えられた何らかの命令、指示、通知、承認又は許諾が本法の何れの規定にも矛盾していない場合、それらは、本法及び 2022 年バングラデシュ特許法(2022 年法律第 5 号)の対応する規定に基づいて為され、採用され、策定され、発せられ、公表され、与えられ、承認され及び許諾され、また、付与されたとみなし、かつ、本法及び 2022 年バングラデシュ特許法(2022 年法律第 5 号)の終了又は満了まで、廃止又は改正されるまで有効であり、かつ、

(b) 本法及び 2022 年バングラデシュ特許法(2022 年法律第 5 号)の下で係属中の如何なる手続又は出願も継続し、かつ、処理される。

第 41 条 英語による翻訳文の公表

(1) 本法の施行後、政府は、官報での公示により、本法のベンガル語原文の真正な英語文を公表する。

(2) 本法のベンガル語文と英語文との間に不一致が存在する場合、ベンガル語文が優先するものとする。